Português

INFORMAÇÕES ÚTEIS

外国語情報コーナー

English

USEFUL INFORMATION

平成31年4月以降の放課後児童クラブの利用について

日本語記事は6・7ページにあります。

Sobre a participação nas atividades dos clubes esportivos e culturais escolares depois do horário de aula a partir de abril de 2019

Iniciaremos em 9 de outubro (terça-feira) deste ano a distribuição do formulário de inscrição dos clubes esportivos e culturais escolares que terão suas atividades iniciadas em abril de 2019. O formulário pode ser encontrado na prefeitura, Centro da Infância "Jidou Senta" e Clube da Infância "Jidou Kurabu". O período de inscrições vai do dia 5 (segunda-feira) a 17 (sábado) de novembro deste ano. Os atuais usuários também precisam fazer a renovação da inscrição. Para mais informações, consulte o encarregado de educação infantil no Departamento de Assuntos da Infância.

▶**Informações:** Departamento de Assuntos da Infância. Encarregado da infância e do lar (Tel: 95-0120)

Enrollment of after-school program from April in 2019

From Tuesday. October 9th in 2018 at our city office, children center, and children's club, we will offer enrollment forms to applicants, who want to use after-school children's club from April in 2019. Applications will be accepted from Monday, November 5th to Saturday, November 17th. If you have already been a user of the program, you need reapplication.
Please refer to the child & family section in the child department for the detail.

▶**Inquiries:** Child care support section at Child welfare department (Tel: 95-0120)

10月の無料相談

※相談日が祝日にあたる場合はお休みになります。

○○市役所　市民相談コーナー○○

▷ところ　市役所2階南西側の市民相談コーナー
※不動産相談については、市役所2階　打合せ室南で行っています。

相談ごと	とき	問合せ
外国人相談（ポルトガル語の通訳など）	月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時	外国人相談コーナー（内線159）
市民相談（市役所での手続きなど一般相談）	毎週月・火・木・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談コーナー（☎83-1111内線204）または市民課（☎95-0152）
司法書士相談（金銭問題、相続等）（要予約）	毎月第2・第4火曜日 午後2時30分～4時45分	
行政相談	第2・第4水曜日 午後1時～4時	
不動産相談	第2火曜日 午後1時～4時	建築課（☎95-0156）
消費生活相談（消費者のトラブル相談など）	毎週月・水・木・金曜日 午後1時～4時（受付は午後3時30分まで）	消費生活センター（経済課　☎95-0195）
労働相談（要予約）	毎月第3木曜日 午後1時～4時	経済課（☎95-0125）

○○各種専門分野　相談コーナー○○

市では、税務全般、教育・子育て支援、障がい者福祉など専門的な分野の相談業務を次のとおり実施しています。お気軽にご相談ください。

相談ごと	とき	ところ	問合せ
税務相談	10月22日(月) 午前9時～正午	市役所 2階 打合室②南	税務課 市民税係（☎95-0116）
教育相談	毎月第1・第3金曜日 午後1時～3時	市役所 2階 第4相談室	学校教育課（☎95-0136）
児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所 2階 第5相談室	子ども課（☎95-0120）
手話相談（聴覚障がい者）	毎週火・木曜日 午前9時～正午	市役所 1階 福祉課窓口	福祉課 障がい福祉係（FAX 83-1141）
女性悩みごと相談	毎月第2・第4木曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市役所 3階 協働推進課	協働推進課 協働人権係 （☎95-0144）
DV相談	市役所開庁時間内		

※詳しくは、担当課までお問合せください。

○○福祉の里八ツ田　相談コーナー○○

▷予約・問合せ　社会福祉協議会（☎82-8833）

※法律相談は毎月1日（休日を除く）の午前8時30分から予約してください

心配ごと相談・人権相談	第1・3火曜日	午後1時～4時
交通事故相談（要予約）	毎月第2火曜日	午後1時～4時
弁護士による法律相談（要予約）	毎月第2・4木曜日	午後1時～4時

結婚相談	毎週火曜日	午後1時～4時
生活困窮相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分

このコーナーでは、全国の消費生活センター等に寄せられた相談事例をご紹介しています。

【相談内容】〈事例1〉インターネットで海外航空券の申込みをしたが行けなくなった。キャンセルをしたいが電話もつながらず、メールを送っても返信が来ない。　〈事例2〉インターネットで4カ月先の海外のホテルを予約した。翌日キャンセルしたが、高額な解約料を請求された。

【アドバイス】インターネットでの旅行予約は店舗での予約と異なり、対面で詳しく説明を受けることが出来ません。利用規約等をよく読み、予約内容やキャンセル、変更などの契約条件は、申込みの前に自分自身でよく確かめる必要があります。サイト運営事業者の基本情報（名称、住所、代表者、日本の旅行業登録有無等）や顧客対応窓口への問合せ手段等を確認しておきましょう。海外事業者が運営するサイトの場合は日本語対応の可否等も調べましょう。申込み時には、予約内容が確認できる画面をよく確認しましょう。予約後は予約確認メールをすぐ確認することが大切です。不測の事態に備えて画面を印刷し、精算が完了し旅行が終わるまで保管しましょう。不審な点を感じたら、消費生活センター等にご相談ください。

■消費生活全般についてのご相談は下記まで■

【知立市消費生活センター】毎週月・水・木・金曜日：午後1時～4時（受付は午後3時30分まで）　▶☎95-0195
【愛知県消費生活総合センター】月～金曜日：午前9時～午後4時30分、土・日曜日：午前9時～午後4時　▶☎052（962）0999